

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業令第1号)第7条第1項の規定による証明に関する申請書】

令和 年 月 日

(宛先)新潟市長

【申請者】(〒 -)

住所

フリガナ
氏名

生年月日 (昭和) (平成) (西暦) 年 月 日

電話番号 () -

Eメール

※開業済みの場合記入 (個人開業) (法人開業)

商号(屋号)

所在地

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請いたします。なお、同法施行規則第7条第1項に基づく証明書の発行にあたり、私が受けた特定創業支援等事業の内容確認のため、創業支援事業者に対して、申請者の個人情報を提供することに同意します。

記

1 証明書の使用目的(該当するものに○を付けてください)

- a 中小企業開業資金(利子補給・保証料補助)
- b 創業サポート事業(店舗・オフィス)
- c 会社設立時の登録免許税減免(開業していない状態)
- d 会社設立時の登録免許税減免(個人開業後5年未満)
- e 小規模事業者持続化補助金の拡充
- f 日本政策金融公庫 新創業融資制度(自己資金要件充足)
- g 日本政策金融公庫 新規開業支援資金(利率引き下げ)
- h その他()

2 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

区分	支援内容	期間・回数	創業支援事業者
経営	<input type="checkbox"/> 相談窓口	平成・令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 創業セミナー	平成・令和 年 月 日 (回)	
財務	<input type="checkbox"/> 相談窓口	平成・令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 創業セミナー	平成・令和 年 月 日 (回)	
人材育成	<input type="checkbox"/> 相談窓口	平成・令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 創業セミナー	平成・令和 年 月 日 (回)	
販路開拓	<input type="checkbox"/> 相談窓口	平成・令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 創業セミナー	平成・令和 年 月 日 (回)	

3 設立しようとする会社の商号(屋号)・本店所在地

・商号(屋号)

・本店所在地

4 設立しようとする会社の資本額(株式会社又は持分会社の場合)円

5 新たに開始する事業の業種及び具体的な内容

6 設立しようとする会社の雇用従業者数(予定) 正規雇用:人, 非正規雇用:人

7 設立しようとする会社(事業)の設立の予定年月日 平成・令和・西暦年 月 日

※3~7は、創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。

既に開業済みの方は、開業日確認のため「個人事業の開業・廃業等届出書」又は「履歴事項全部証明書」の写しを添付してください。

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書

新産第 号の2
令和 年 月 日

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

新潟市長 印

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

新潟市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合は、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減

(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)、
合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫 新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

※法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

証明書の交付を受けた方へ

後日、創業に関するアンケートをさせていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。